

国内募集型企画旅行 旅行条件書

※お申込みいただく前に必ずお読み下さい。
本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
本取引条件説明書面に記載のない事項は、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

一般社団法人唐津観光協会 唐津よら、旅倶楽部

佐賀県知事登録旅行業第2-63号 (一社) 全国旅行業協会会員

〒847-0816 佐賀県唐津市新興町2935-1 JR唐津駅構内

国内旅行業務取扱管理者 山根路子

電話 (0955) 74-3611 FAX (0955) 74-3365

1. 国内募集型企画旅行 旅行条件

- (1) この旅行は、一般社団法人唐津観光協会唐津よら、旅倶楽部(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行です。
- (2) 旅行条件は、下記条件のほかに、コースごとに記載されている条件、パンフレット(旅行案内)、確定書面および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立

- (1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入のうえ、当社が別に定める申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。
- (3) お客様との契約は、当社が契約の締結を承認し、申込金を受理した時に成立します。留守番電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール等でお申込みを承諾する場合は「電子承認通知」がお客様に到達した時に成立します。
- (4) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前(日帰り旅行は11日前)までに全額をお支払いいただけます。
- (5) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、小堤の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご了承いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります。(以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます)。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は、次の①から③、契約の成立時期につき第2項(3)、お客様からの契約の解除につき第9項(1)及び旅行代金の払い戻しにつき第10項(3)に、特別の定めをしています。

①通信契約のお申込みの際、会員の皆様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日より、

③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3. お申込み条件

- (1) 15歳未満の方は保護者の動向を条件とします。15歳以上20歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますので、お申し出下さい。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部または全額を受理した時に成立します。また当社は、団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます)の代表者(以下「契約責任者」といいます)より旅行代金の一部または全額を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。ただし、申し込み時に各参加者が別々にお支払いになる旨を当社にお申し出いただいた場合を除きます。
- (3) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後に配慮が必要な状態になった場合も忠告にお申し出下さい。)お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、原則としてお客様の負担とします。
- (6) お申込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りいたします。ただし旅行開始日の7日前以降のお申込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、期日前であっても、お問い合わせがあれば手配状況についてご説明いたします。
- (7) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であることが認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくはその業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税。

※上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

※幼児への食事・寝具・列車座席の提供はございません。

5. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用(電話、クリーニング、飲物等)およびオプションツアーの代金。

6. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

さらに著しい経済情勢の変更により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃。料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

7. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この際、交替に要する費用をお支払いいただけます。

8. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行出発日の前日から起算して21日前まで	不要
旅行開始日の前日から起算して20日前まで (日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

お取消の連絡は、お申込を受けた営業所の営業時間内でお受けします。

取消料の対象となる旅行代金とは企画書面に記載した旅行代金に追加料金のある場合は追加料金を加えた合計金額です。

- (2) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。

①契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第15項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限り、

②第5項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。

④当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

9. 旅行開始前に当社による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけます。

(2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の14日前(日帰り旅行は4日前)までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

10. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様による解除および払い戻し

①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないときは、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。

- (2) 当社による解除および払い戻し

当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。

①お客様が病气その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

- (3) 通信契約を締結したお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

11. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は、義務については、何らかの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

12. 当社の損害賠償責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 特別補償責任

- 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)を支払います。ただし、以下の場合は含みません。
- (1) 細菌性食物中毒によるもの
 - (2) 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

15. 旅程保証責任

- (1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了後の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。
 - ①次に掲げる事由による変更
 - (a) 天災地変 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または体の安全確保のための必要な措置
 - ②第7・8・9項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金額による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
- (4) 当社が本校の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当りの率 %	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
6. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更	2.5	5.0

16. 禁止行為

- 参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
 - (2) 前項の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
 - (3) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
 - (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
 - (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
 - (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

17. 個人情報の取扱について

当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書等への記入等によりご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及

びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきま。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

18. 旅行業務取扱管理者

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

お申し込み後の変更、取消については、必ずお電話で当社までご連絡下さい。
また、旅行開始日の20日前（日帰り旅行は10日前）からのキャンセル等には取消料がかかります。

- 払込手数料について
払込手数料はお客様負担とさせていただきます。
また、催行中止等で旅行代金を払い戻す際にも、払込手数料はご返金できませんのでご了承願います。
- 旅行代金の受領の連絡
当社よりお客様へ、旅行代金の受領の連絡は差し上げておりません。
- 催行・不催行の決定について
団体旅行のため、催行人員に満たないときはやむを得ず旅行を中止させていただく場合があります。なお、中止の場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにご連絡いたします。
- 基準日
この旅行条件は、2021年7月1日現在を基準日としています。